

取消処分者講習について

運転免許の取消処分・6月以上の運転禁止を受けた方等は、新たに運転免許を取得しようとする場合、1年以内に取消処分者講習を受講しなければなりません。

※取消処分が決定しているが、運転免許を失効したため取消処分を受けなかった方（準取消処分者）も受講の対象となります。

【講習の予約】

平日の午前9時から午後4時までの間（午後0時から午後1時の間を除く）に、広島県運転免許センター3階・広島県東部運転免許センター3階・各警察署交通課窓口にて予約するようお願いします。

※予約がないと受講することができません。

※電話での予約は行っておりません。

【予約時の持参物】

- ・仮免許証

※本人の飲酒運転による取消処分等を受けた方・原付での受講を希望する方は本籍の記載された住民票の写しで可。

- ・運転免許取消処分書・運転免許拒否処分通知書又は自動車等の運転禁止処分書をお持ちの方は同書

※取消処分書等はなくとも予約できますが、取消処分の状況等を確認するためお時間をいただく場合があります。

【講習内容等】

- 講習手数料 31,200 円

- 講習区分

- ・飲酒取消講習

取消事由に係る累積点数の中に、「酒気帯び運転」「酒酔い運転」等の飲酒運転含まれている方

取消処分等の後に、無免許で飲酒運転等をされた方

- ・一般講習（飲酒取消講習に該当する以外の方）

- 講習時間 13 時間（2日間）

※一般講習は2日間連続、飲酒取消講習は1日目から概ね30日後に2日目が実施されます。

【注意事項等】

- ・講習実施場所及び日程等は予約時に調整・説明します。

- ・受講枠に限りがあり、予約に来られた日から概ね1～2月先が受講日（1日目）となります。
- ・予約後にキャンセル又は受講されなかった場合、次回予約できるのは、講習2日目の翌日以降でないと予約することができません。